

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年9月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100289号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100088号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成30年9月1日から同年6月1日に訂正し、同年6月から同年8月までの標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

平成30年6月1日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年6月1日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年6月1日から同年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がない。会社は資格取得届を提出したが生年月日相違により返戻されており、事後対応が漏れていたため2年を超えての提出となり、請求期間が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳、事業主の回答及びB健康保険組合から提出された適用台帳により、請求者は、請求期間に同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の平成30年6月から同年8月までの標準報酬月額については、上記賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年6月から同年8月までの期間について、請求者の資格取得年月日を同年6月1日とする厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年10月19日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成30年6月1日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2100345 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2100089 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 30 年 7 月 25 日の標準賞与額を 60 万円に訂正することが必要である。

平成 30 年 7 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 30 年 7 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 30 年 7 月 25 日

A 社に取締役として勤務していた請求期間の標準賞与額が保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) となっているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求期間に係る「2018 年 7 月分賞与明細」及び請求者に係る「平成 30 年 7 月 25 日賞与明細書」により、請求者は、同社から当該期間において、60 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 30 年 7 月 25 日の賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 3 年 2 月 8 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 30 年 7 月 25 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。